様式第五号の二

【貸借対照表】

（単位：　　円）

	前事業年度 （　年　月　日）	当事業年度 （　年　月　日）
資産の部		
流動資産		
［略］		
売掛金	××××	××××
契約資産	××××	××××
［略］		
［略］		
負債の部		
流動負債		
［略］		
未払法人税等	××××	××××
契約負債	××××	××××
［略］		
［略］		
［略］		

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第二条　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（重要な会計方針の注記） **第四条**　会計方針については、中間財務諸表作成のための基礎となる事項であつて、投資者その他の中間財務諸表の利用者の理解に資するものを注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては注記を省略することができる。 ［号を削る。］ ［号を削る。］ ［号を削る。］ ［号を削る。］ ［号を削る。］ ［号を削る。］ ［号を削る。］	（重要な会計方針の注記） **第四条**　会計方針については、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。 一　資産の評価基準及び評価方法 二　固定資産の減価償却の方法 三　引当金の計上基準 四　収益及び費用の計上基準 五　外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準 六　ヘッジ会計（財務諸表等規則第八条の二第八号に規定する会計処理をいう。第五条の五において同じ。）の方法 七　中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 八　その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

様式第五号の二

【貸借対照表】

（単位：　　円）

	前事業年度 （　年　月　日）	当事業年度 （　年　月　日）
資産の部		
流動資産		
［同左］		
売掛金	××××	××××
［同左］		
［同左］		
負債の部		
流動負債		
［同左］		
未払法人税等	××××	××××
［同左］		
［同左］		
［同左］		